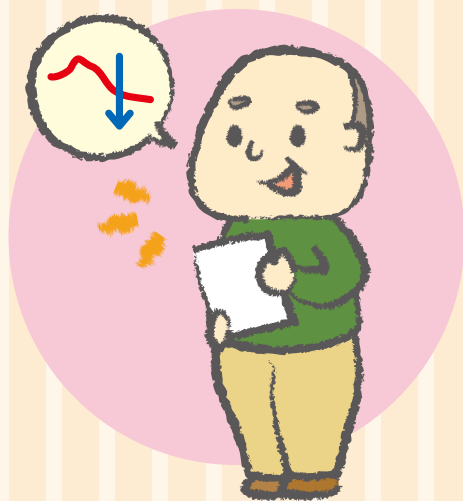


栃木県医療費適正化計画

(3期計画)



平成30(2018)年3月

栃木県

VERY 
GOOD
LOCAL
とちぎ

目次

第1章 計画の基本的な考え方	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本的事項	1
3 計画の基本理念	2
第2章 医療費を取り巻く現状と課題	
1 超高齢社会の到来と保険者への期待	5
(1) 人口の推移と将来推計	5
(2) 高齢者を取り巻く状況	7
(3) 保険者機能の強化	9
2 県民の健康や受療の状況	10
(1) 県民の健康の保持・増進	10
(2) 医療の効率的な提供	21
3 医療費の動向	27
(1) 医療費の状況	27
(2) 課題	31
第3章 計画期間における目標と医療費の見込み	
1 数値目標と施策目標	33
(1) 県民の健康の保持・増進	33
(2) 医療の効率的な提供の推進	37
2 計画期間における医療費の見込み	38
第4章 目標達成のための取組と関係者の役割	
1 目標達成に向けた取組	41
(1) 県民の健康の保持・増進	41
(2) 医療の効率的な提供の推進	43
(3) 県の役割の強化	44
2 関係者の役割及び連携協力	45
(1) 関係者の役割	45
(2) 連携協力	46
第5章 計画の推進	
1 P D C Aサイクルに基づく計画の推進	47
(1) 医療費を取り巻く現状に関する調査及び分析	47
(2) 毎年度の進捗状況の管理	47
(3) 実績の評価	47
(4) 要因分析・対策実施	47
2 計画の周知	48
(1) 市町・保険者・医療機関に対する周知	48
(2) 県民に対する周知	48
3 計画の推進体制	48

(1) 本庁	48
(2) 健康福祉センター（保健所）	48
参考資料集	
1 計画策定の経緯	49
2 栃木県医療費適正化計画協議会委員名簿	50
3 県内における医療費適正化に関連する取組状況	51
4 その他参考データ	69

第1章

計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の基本的事項
- 3 計画の基本理念

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

世界最高水準の平均寿命^{※1}や高い保健医療水準を支えてきた国民皆保険制度を堅持し、持続可能な医療保険制度を構築していくためには、県民・患者の視点に立って、県民の健康の保持・増進や良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確立に努め、その結果による医療に要する費用の適正化（医療費適正化）を実現していく必要があります。

また、県は、平成30（2018）年4月以降、市町とともに国民健康保険の保険者となることを契機として、保険者と連携・協力しながら、医療費の適正化に向けた取組の一層の推進を図ることが求められています。

栃木県医療費適正化計画（3期計画）は、県・市町・保険者・医療機関・県民等の関係者が、それぞれに必要な取組を認識し、一体となって医療費適正化を目指していくために定めるものです。

2 計画の基本的事項

目的

この計画は、県民の健康の保持・増進を推進するとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保することにより、医療費適正化を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

性格

この計画は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第9条の規定に基づき、厚生労働大臣の定める「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に即する、本県の医療費適正化の総合的な推進に関する基本・実行計画です。

栃木県保健医療計画、栃木県健康増進計画（とちぎ健康21プラン）、栃木県高齢者支援計画（はつらっプラン21）、栃木県国民健康保険運営方針、その他保健、医療に関する諸計画と調和が保たれた計画です。

計画の期間

この計画は、平成30（2018）年度を初年度とし、平成35（2023）年度を目標年度とする6か年計画です。

なお、計画期間中に大幅な制度の改正が行われた場合や社会情勢に大きな変化等が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うなど、弾力的に対応します。

※1 0歳の平均余命である。すべての年齢の死亡状況を集約したものとなっており、保健福祉水準を総合的に示す指標として広く活用されている。

3 計画の基本理念

基本理念

本県では、次の3点を基本に置いて、医療費の適正化に取り組むこととします。

県民の生活の質の維持及び向上を図ります
医療費適正化のための具体的な取組は、第一義的には、今後の県民の健康と医療のあり方を展望し、県民の生活の質を確保・向上する形で、良質かつ適切な医療の効率的な提供を目指すものとします。
超高齢社会^{※2}に対応します
本県の75歳以上の人口は、平成37（2025）年には32.2万人になると予想されており、これに伴い、後期高齢者医療費は、県民医療費全体の半分弱を占めるまでになると予想されます。これを踏まえ、医療費適正化のための具体的な取組は、結果として高齢者の医療費の伸び率を中長期にわたって徐々に下げていくものとします。
目標及び施策の達成状況の評価を適切に行います
毎年度（初年度を除く。）、目標の達成状況について進捗管理を行います。最終年度及びその翌年度には、平成35（2023）年度医療費見込みに留意の上、実績医療費や目標について評価を行います。また、目標の進捗管理等を行い、必要に応じて計画の見直しや次期計画の策定に反映させるものとします。

具体的な対策の柱

この計画では、主に次に掲げる施策を行います。

【県民の健康の保持・増進に関し、取り組むべき施策】

- (1) 保険者による保健事業の推進
- (2) 市町による健康づくりや介護予防、予防接種に関する施策の推進
- (3) 健康長寿とちぎづくりの推進

【医療の効率的な提供の推進に関し、取り組むべき施策】

- (1) 病床機能の分化及び連携並びに地域における医療・介護の体制整備の推進
- (2) 後発医薬品^{※3}の安心使用の促進
- (3) 医薬品の適正使用の推進

※2 世界保健機構（WHO）の定義では、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」とされています。

※3 医療用医薬品のうち、先発医薬品の特許が切れた後に、別のメーカーが先発医薬品と同一の有効成分を同一量含む医薬品として厚生労働省から承認された医薬品。

3 期計画のポイント

[新たな目標の設定]

- ・新たな目標として、糖尿病重症化予防や高齢者の健康づくりの推進、後発医薬品の使用割合、医薬品の適正使用の推進等を設定し、取組を推進します。

[医療費見込みの設定]

- ・目標を達成した場合の医療費見込みを新たに入院・入院外に分けて設定し、実績医療費や目標の達成状況について評価を行います。

[県の役割]

- ・平成 30（2018）年 4 月以降、県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることを契機として、市町や保険者による地域の予防（介護予防）、健康づくりに係る機能強化に向けた支援を行い、医療の効率的な提供に向けた施策を総合的に推進します。

